

1. 重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

○意義・目的

生活文化の分野については、令和3年の文化財保護法改正により新設された無形文化財の登録制度によりこれまで計6件の登録無形文化財の登録を行い、幅広く緩やかな保護・継承を図ってきた。

この過程において、学術的調査の積み重ねにより、いくつかの案件について、特定の個人又は団体が有する特に優れたわざに関し、国による強い支援が必要と思われるケースも散見されるようになってきた。

以上のことから、生活文化に重要無形文化財の制度を導入するため、生活文化関係の重要無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準を新設する。

2. 登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準について

○意義・目的

生活文化関係の重要無形文化財の指定制度を新設することに伴い、文化財保護法第76条の7に基づき、生活文化関係においても工芸技術関係等と同様に、登録無形文化財の対象に重要無形文化財を含めない規定を追加することとし、登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準の改正を行う。

(参考) 文化財保護法第76条の7第1項

文部科学大臣は、重要無形文化財以外の無形文化財（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。